

定 款

一般社団法人 京都経営品質協議会

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人京都経営品質協議会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、「経営品質向上プログラム」の普及啓発、情報共有の場作り及び組織内展開のためのサポート活動等を通じて、「卓越した経営」の実現に向けた経営革新への取組を支援することにより、京都府産業界の活性化に貢献することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 経営革新をめざす経営幹部・推進担当者を対象としたセミナー等の開催
- (2) 経営革新の推進者を養成する「経営品質アセスメントコース」の開催
- (3) 経営品質向上プログラムを用いた経営革新のためのサポート活動
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方より行う。

第2章 会員

(法人の構成員)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は企業で、当法人の運営に参画する意思を表明する個人又は企業
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は企業
- (3) 特別会員 当法人の事業へ協力・支援を行うために入会した個人又は団体若しくは学識経験者等、理事会の推薦するもの

(入会)

第6条 正会員、一般会員として入会しようとする者は、別に定めるところにより申込を行い、正会員については、理事会の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 正会員、一般会員は、総会において別に定める会費規定に基づき会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第10条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 1年以上会費を滞納したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総正会員の同意があったとき。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内

に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総会の招集通知は、代表理事より 5 日前までに各正会員に対して発する。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該総会で議長を選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第 49 条 2 項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権 3 分 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第 19 条 総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、総会の日から 10 年間主たる事業所に備え置く。

2 議長及び出席した正会員は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 4 章 役員

(役員)

第 20 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 15 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。理事のうち 4 名以内を常務理事とすることができる。

3 前項の代表理事をもって一般法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 21 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表しその業務を統括する。

2 常務理事は、代表理事を補佐してその業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終了までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終了までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第 20 条第 1 項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 25 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、理事及び監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第 26 条 理事及び監事は、無報酬とする。

(責任の一部免除又は限定)

第 27 条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 114 条第 1 項の規定により、理事会の決議によって、同法第 111 条第 1 項の行為に関する理事又は監事の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第 115 条第 1 項の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る）又は監事との間に、同法第 111 条第 1 項の規定による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度は、法令が規定する額とする。

(特別顧問、顧問及び参与)

第 28 条 当法人に特別顧問、顧問及び専門的な意見を聞くため有識者の参与を置くことができる。

2 特別顧問、顧問及び参与は理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

3 特別顧問、顧問及び参与は当法人の運営方針その他に関し、意見を具申することができる。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行監督
- (3) 代表理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、常務理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、常務理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができ理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条2項の規定による報告についてはこの限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事録については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第36条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年2月1日から(翌年)1月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、代表理事が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減)の附属明細書

(剰余金の不分配)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 当法人は、総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似

の事業を目的とする他の公益又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 運営委員会

(運営委員会)

第44条 当法人の事業の企画立案を行い、理事会の決議に基づきその運営にあたる機関として、運営委員会を設ける。

- 2 運営委員会には、理事会で承認した運営委員長を置く。
- 3 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

第45条 当法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長と所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第46条 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。なお、当該書類及び帳簿については、法令の定めに従い、保存しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 役員等名簿
- (3) 会員名簿
- (4) 事業計画及び収支予算に関する書類
- (5) 事業報告及び決算に関する書類
- (6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
- (7) 総会及び理事会の議事録
- (8) その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会の決議を経て定める情報公開規程による。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第47条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年1月31日までとする。

(設立時正会員の名称及び住所)

第48条 設立時正会員(社員)の名称及び住所は、次とおりである。

設立時正会員 京都市下京区烏丸通五条下る大阪町382番地1

株式会社 京進

上記代表者 代表取締役社長 白川 寛治

設立時正会員 京都市南区上鳥羽北塔ノ本町30番地

平安キャノン事務機株式会社

上記代表者 代表取締役社長 木本 和秀

設立時正会員 京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町222番地

平井株式会社

上記代表者 代表取締役 平井 嘉人

(設立時の役員)

第49条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び監事は、次のとおりとする。

設立時理事 木本 和秀

設立時理事 白井 総

設立時理事 白川 寛治

設立時理事 鈴木 三朗

設立時理事 竹ノ内 壮太郎

設立時理事 畑 忠男

設立時理事 人見 康裕

設立時理事 平井 嘉人

設立時理事 本館 弘之

設立時理事 山本 宗孝

設立時代表理事 白川 寛治

設立時監事 松尾 一哉

設立時監事 木田 稔

(法令の準拠)

第50条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人京都経営品質協議会設立のため、設立時正会員株式会社京進外2名の定款作成代理人である司法書士法人F&Partners代表社員山下富美夫は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成 28 年 2 月 5 日

設立時正会員 京都市下京区烏丸通五条下る大阪町 382 番地 1
株式会社 京進
上記代表者 代表取締役社長 白川 寛治

設立時正会員 京都市南区上烏羽北塔ノ本町 30 番地
平安キャノン事務機株式会社
上記代表者 代表取締役社長 木本 和秀

設立時正会員 京都市中京区蛸薬師通烏丸西入橋弁慶町 222 番地
平井株式会社
上記代表者 代表取締役 平井 嘉人

上記発起人 3 名の作成代理人

京都市中京区烏丸通六角下る七観音町 623 番地
司法書士法人 F & P a r t n e r s
代表社員 山下 富美夫